

S D S 安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 ダンコバルト タイプ S
会社名 株式会社 日本歯科金属
住所 大阪府泉大津市池浦町 5 丁目 13 番地 30 号
担当部門 品質保証部
担当者 国内品質業務運営責任者
電話番号 0725-51-7786
ファクシミリ番号 0725-33-8860

2. 危険有害性の要約

GHS 分類	【物理化学的危険性】	可燃性固体	区分外
		自然発火性固体	区分外
		自己発熱性化学品	区分外
		水反応可燃性化学品	区分外
		急性毒性（経口）	区分外
		皮膚腐食性・刺激性	区分 3
		眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2B
		呼吸器感作性	区分 1
		皮膚感作性	区分 1
		生殖細胞変異原性	区分 2
		発がん性	区分 2
		生殖毒性	区分 2
		特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分 1（呼吸器）
			区分 1（全身毒性）
			区分 3（気道刺激性）
		特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分 1（呼吸器、神経系）
			区分 3（気道刺激性）
	【環境有害性】	水生環境慢性有害性	区分 4

上記以外は、分類対象外又は分類できない項目である。

GHS ラベル要素



注意喚起語
危険有害性情報

危険
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
軽度の皮膚刺激
眼刺激
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓の障害
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による神経系、呼吸器の障害
長期的影響により水生生物に有害のおそれ
長期的影響により有害のおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
全身毒性の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】 全ての安全対策を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に添付文書を入手すること。
必要に応じて個人用保護具や喚起装置を使用し、ばく露を避けること。
喚起が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出は避けること。
保護手袋を着用すること。
汚染された作業衣を作業場から出さないこと。
【応急処置】 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

S D S 安全データシート

取り扱い後はよく手を洗うこと。
飲み込んだ場合は、清浄な水で口の中を洗浄する。必要に応じて医師の診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
漏出物は回収すること。
【保管】 施錠して保管すること。
【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報 国内法は第 15 章適用法令を参照のこと。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の
区別 混合物

成分	コバルト	クロム	モリブデン	その他	
				マンガン	(窒素、シリコン、鉄、カルシウム)
含有量	64.0%	26.8%	5.0%	4.2%	
官報公示整理番号	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	
CAS No.	7440-48-4	7440-47-3	7439-98-7	7439-96-5	—

4. 応急処置

吸入した場合 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合 多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合 清浄な水で口の中を洗浄する。必要に応じて医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

消化剤 この製品自体は、燃焼しない。
特定の消化法 危険でなければ、容器を火災区域から移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消化を行う者の保護 消火作業の際は、適切な空気呼吸器と化学用保護衣を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意 関係者以外の立ち入りを禁止する。
事項、保護具及び緊急時措置 作業者は適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
環境に対する注意 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
事項
回収・中和 漏洩物は掃き集めて空容器に回収する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い 皮膚、眼との接触、粉じんやヒュームの吸入を避けるため、適切な保護具を着用すること。
保管 容器を密閉し屋内の換気の良い場所で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 局所排気装置、安全シャワー洗眼器等
管理濃度 未設定
許容濃度

成分	コバルト	クロム	マンガン
日本産業衛生学会 (2005 年版)	0.05mg/m ³	0.5mg/m ³ (金属クロム)	0.3 mg/m ³ (吸入性粉じん)
ACGIH(2005 年版)	TLV-TWA : 0.02mg/m ³	TLV-TWA : 0.5mg/m ³ (Metal)	TLV-TWA:0.2mg/m ³

保護具 呼吸器の保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。

S D S 安全データシート

皮膚及び身体保護 必要に応じて適切な保護衣、保護面等を使用すること。
衛生対策 適切な保護手袋を着用すること。
適切な眼の保護具を着用すること。
取り扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

形状 塊状
におい 無臭
沸点 データなし
液相点 1390℃
引火点、自然発火点 データなし
密度 8.3g/cm³
蒸気圧、蒸気密度 データなし
溶解度（水） 不溶
爆発限度 データなし

10. 安全性及び反応性

安定性 通常の条件では安定と考えられる。
危険有害反応可能性 強酸化剤と激しく反応、希塩酸や希硫酸、アルカリと反応する。

11. 有害性情報

呼吸器感作性 蒸気などを吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。
皮膚感作性 コバルト・クロム合金の形態では感作性は認められないが、湿気により溶解してクロムイオンのばく露を受けて皮膚感作性を示す可能性がある。
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。
眼への刺激性 粉じんとして眼に入った場合は、炎症を起こす可能性がある。
急性毒性（経口）（コバルト）
ラット LD₅₀=6171mg/kg（区分外）
（クロム）
ラット データなし（区分外）
（マンガン）
ラット LD₅₀=9000mg/kg（区分外）
発がん性（コバルト）
ACGIH A3(動物発がん物質)
IARC グループ B（人に対して発がん性があるかもしれない）
（マンガン）
EPA で D に分類されていることから、区分外とした。
皮膚腐食性・刺激性（マンガン）
区分 3
軽度の皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷・刺激性（マンガン）
区分 2 B
生殖毒性（マンガン）
区分 1 B
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（マンガン）
区分 1（呼吸器）
呼吸器の障害
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）（マンガン）
区分 1（呼吸器、神経系）とした。
長期又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害

12. 環境衛生情報

S D S 安全データシート

水性環境急性有害性 データ不足のため分類できない
害性
水性環境慢性有害性 長期的影響により有害のおそれ
害性

13. 廃棄上の注意

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託、又は規則に従い処理する。

14. 輸送上の注意

注意事項 荷崩れ等に注意する。

15. 適用法令

日本工業規格 JIS T 6115 歯科製造用コバルトクロム合金
消防法 該当しない
労働安全衛生法 コバルト : 名称等を通知すべき有害物
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 172)
: 名称等を表示すべき有害物
(法第57条、施行令第18条) (政令番号: 第9号の4)
: 特定化学物質第2類物質、管理第2類物質
(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号)
: 特定化学物質特別管理物質
(特定化学物質障害予防規則第38条の3)
クロム : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 142)
モリブデン : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 603)
マンガン : 名称等を通知すべき有害物
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号 第550号)
: 特定化学物質第2類物質、管理第2類物質
(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2,5号)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) コバルト : 第1種指定化学物質
(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号: 132)
クロム : 第1種指定化学物質
(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号: 87)
モリブデン : 第1種指定化学物質
(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号: 453)

16. その他の情報

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質の値は保証値ではありません。
本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂されることがあります。
また注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には十分な安全対策を実施のうえでご利用ください。
尚、本製品は歯科用として設計しておりますので、他の用途にご使用なさらないようお願いします。